

ご旅行契約における大切なお知らせです。必ずご確認ください。

手配旅行条件書

株式会社IACETラベル

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2. 手配旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社IACETラベル（東京都中央区日本橋馬喰町1-14-5 日本橋Kビル7階、観光庁長官登録旅行業第883号 以下「当社」といいます）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することとなります。
- (2)手配旅行契約とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- (4)当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了いたします。従って、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます）をお支払いいただきます。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1)当社所定の申込書にご記入の上、申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金・取消料その他お客様が当社に支払うべき金額の一部として取り扱います。
- (2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受理した時に成立いたします。
- (3)本項(2)の規定にかかわらず、次の場合は申込金は申込金としてならず、旅行契約は成立いたします。
 - a) 申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面をお渡した場合、お客様に到達した時点で契約が成立いたします。
 - b) 団体・グループ契約において契約責任者に申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面をお渡しした場合、当社が当該書面を交付した時に契約は成立いたします。
 - c) 旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面（チケット、ホテルクーポン等を含む）をお渡した場合、当社が口頭により申込みを承諾した時点で契約は成立いたします。
- (4)申込金は、お一人様につき20,000円以上全額まで、ピーク時期（4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7）にご出発のお客様はお一人様につき30,000円以上全額とさせていただきます。ただし、PEX航空券、発券期限付き事前購入型引航券、海外発航航空券など発券期限のある航空券の場合には別途当社が指定する期日までにご全額をお支払いいただきます。なお、14日以前とある日以降にお申込みの場合は、お申込み時点又は、旅行開始日直前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。
- (5)お申込み及び申込書への記入において氏名（スベール）は旅行に使用されるパスポートの記載通りにお申込みください。

4. 申込条件

- (1)お申込み時点で20才未満の方は、保護者の同意書が必要となります。
- (2)旅行開始時点で15才未満の方は、保護者の同行、成年の責任者の出発までの付添いや現地到着空港への出迎え等が必要となる場合があります。
- (3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損ねていらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方は、その旨旅行のお申込み時にお申ください。当社は可能かつ合理的な範囲で応じますが、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。また医師の健康診断書を提出していただく場合もあります。また、運送・宿泊機関等の判断によりお申込みをお断りさせていただく場合もあります。
- (4)その他当社の業務上の都合によりお申込みをお断りする場合があります。

5. 旅行代金のお支払い

- (1)旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払う費用（航空券代金、ホテル代金等）及び当社所定の取扱料金をいいます。
 - (2)航空券代金とは運賃本体（平日・週末運賃、日本国内・海外アドオン運賃、途中降機運賃、マイルアップ加算額等の合算額等）、付加運賃（燃油サーチャージ等）と空港諸税（空港施設使用料、通行税等）、航空保険料等の合計をいいます。なお、付加運賃、空港 諸税、航空保険料は運賃本体と別途ご案内させていただきます。
 - (3)旅行代金は請求額に記載した期日までにお支払いいただきます。旅行代金の支払い期日は、航空券の種類によって異なります。またピーク時期や混雑状況など航空会社との予約事情により急遽発券依頼があること、その場合にはお支払い期日よりも早まります。
- ## 6. 空港諸税・燃油サーチャージ等のお支払い
- (1)航空券発券時に徴収となります。空港諸税、空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージは旅行代金に含まれておりません。旅行契約成立時点で確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。なお徴収額は、ご利用いただく航空運送の大人・子供提供に準じます。
 - (2)日本円換算額は旅行契約の成立時点で確定し、それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金は致しません。ただし、航空券発券時に燃油サーチャージ等の新設や増額、減額された場合は追加徴収、返金させていただきます。
 - (3)燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を受けず。

7. 旅行代金の変更

- (1)当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合、旅行代金変動の危険はお客様の負担とさせていただきます。
- (2)当社は、旅行サービスを手配するために実際に要した旅行代金とお客様から旅行代金として收受した金額とが合致しない場合は、旅行終了後、遅やかに旅行代金の精算をさせていただきます。

8. 契約内容の変更

- (1)お客様が、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行契約内容の変更を求めてきた場合、当社は可能な限りその求めに応じます。ただし、契約解除のお申出は、お申込みいただいた営業所の営業時間内にお受けします。お申込みいただいた営業所の営業日、営業時間はお客様自身もご確認ください。
- (2)お客様の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取消するために運送・宿泊機関等に対して支払うべき取消料・違約料その他の手配変更に関する費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- (3)上記変更に関する費用とは別に、変更手続きをすることの対価として当社所定の変更料をお支払いいただきます。
※変更・取消についての規定及び変更料・取消料については、お申込みの旅行サービス（航空券の種類等）により異なります。別紙にてご確認ください。

9. 契約の解除

- (1)お客様による任意解除 お客様は下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、お申込みいただいた営業所の営業時間内にお受けします。お申込みいただいた営業所の営業日、営業時間はお客様自身もご確認ください。
 - a)お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
 - b)お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用
 - c)当社所定の取消料金

※変更・取消についての規定及び変更料・取消料については、お申込みの旅行サービス（航空券の種類等）により異なります。別紙にてご確認ください。

- (2)お客様の責に帰すべき事由による解除 当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金をお支払いされないときは、旅行契約を解除することがあります。この場合、下記費用はお客様の負担とさせていただきます。
 - a)お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
 - b)お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用
 - c)当社所定の取消料金
- (3)当社の責に帰すべき事由による解除 当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合当社は、旅行代金からお客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払うなければならない費用を控除した残金をお客様に払い戻します。

10. 団体・グループ契約

- (1)当社は、同じ旅程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます）を定めて申込んだ手配旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
- (2)当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (3)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- (4)当社は、契約責任者が構成者に対して既に支払い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6)当社は、契約責任者から構成者変更のお申出があった場合可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加及び変更に関する費用は、構成者に帰属するものとします。

11. 当社の責任

- (1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときはお客様が被らねた損害を賠償いたします（損害発生の日を空白から起算して2年以内）に当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2)手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず損害発生の日から起算して、21日以内に当社に対して通知があった場合に限ります。旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償いたします。
- (3)免責事項 お客様が天災地震、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社又は当社の手配代行者の関与と得ない事（以下に例示）により損害を被ったときは、当社は、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
 - a)天災地震、暴風、暴動、航空機の遅延・ストライキ等により出発便が取消され、又は旅行日程が変更された場合
 - b)航空会社の過剰予約受付（オーバーブッキング）により予約を取消され、又は搭乗を拒否された場合
 - c)お客様がご出発（帰路便）の72時間前までに予約の再確認（リコンファーム）及び出発時間の確認を怠ったため、予約を取消され、航空券が無効になった場合
 - d)お客様が集合時間あるいはチェックイン時間に遅れ搭乗手続きができなかった場合、もしくは搭乗手続き後に予定便に搭乗できなかった場合
 - e)お客様が航空券等の勘失又は盗難に遭った場合
 - f)旅券（パスポート）の有効期間の不足及び査証（ビザ）の不備の為、日本及び各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ない場合
 - g)パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違い搭乗を拒否された場合
 - h)お客様の都合又は乗り遅れにてご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合

12. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は 当社はお客様から損害の賠償を求めます。
- (2)お客様は当社旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は、当該旅行サービスの提供者に申出なければなりません。

13. お客様がご出発までに実施する事項

- (1)ご旅行に要する旅券及び残存有効期限・査証・再入国許可及び各種証明書等の取得及び出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。
- (2)渡航先の衛生状況については厚生労働省「検査感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/>にてご確認ください。
- (3)渡航先（国又は地域）によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので外務省「海外安全ホームページ」(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)にてご確認ください。

14. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、旅行契約締結年月日の時点において有効な運賃・料金を基準としております。

15. 通信契約による旅行条件

- (1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、所定の伝票への会員の署名なしに旅行代金、取消料等のお支払いを受けるとの条件に、お客様から電話、郵便、ファックス、インターネットその他の通信手段によるお申込みを受けて旅行契約（以下「通信契約」といいます）を締結することがあります。通信契約による旅行条件も本旅行条件書に準拠いたしますが、一部取扱いが異なりますので、以下に異なる点のみご案内いたします。
- (2)本項について「カード利用日」とは、お客様又は当社が旅行契約に基づく旅行代金等のお支払い又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- (3)通信契約を締結しようとするお客様には、お申込みの際、お申込みされる旅行の名称、旅行開始日、旅行サービスの内容、クレジットカード番号（会員番号）その他当社指定の事項を当社にお申出いただきます。
- (4)通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を發し、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (5)当社は、提携会社カードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や契約解除等によりお客様が負担することとなる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客様に通知した日とします。ただし、本項の(6)により当社が旅行契約を解除したときは、当社が定める期日及び方法により当該費用等をお支払いいたします。
- (6)当社は、お客様の有するクレジットカードが無効である又は旅行契約に限り、お客様が旅行代金・取消料等の一部又は全部を提携会社のカードによって決済できないときは、旅行契約の締結をお断り又は旅行契約を解除することがあります。

16. その他

- (1)当社では、お客様の都合による取消の場合、及び返金が生じた場合、返金に伴う取扱い手数料は、お客様の負担とさせていただきます。又金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。予めご了承ください。
- (2)航空会社のマレージサービスについては、お客様と航空会社の会員プログラムにつき、サービスに関してのお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で航空会社に行ってください。また、マレージに関する責任は当社では負いかねますのでご了承ください。
- (3)航空会社での無料受託手荷物について 航空会社の受託手荷物については、無料で預かれる手荷物の量に制限があります。制限を超えると、超過手荷物料金が必要で、方面及び航空会社ごとに異なりますので航空会社等にてご確認ください。
- (4)お申込みのお名前がパスポートのスペル通りにお願いたします。ご搭乗者氏名のスペルの訂正、大人・子供の種別、性別の修正、旅行者の交換は変更ではなく取消扱いとなり、取消料の対象となりますのでご注意ください。
- (5)航空機への搭乗手続きは余裕を持って行ってください。また、予告なしに出発時刻・便名が変更される場合がありますので、航空会社へ便名・搭乗手続き時刻等をご確認ください。スケジュール記載時刻はご予約時点における各発着地の現地時間表示となっております。サマータイム、時差には十分ご注意ください。
- (6)入国に関しては渡航先、目的、国籍、期間により査証が求められます。また、無査証で入国可能な場合でも規定以上のパスポート残存有効期限が求められます。お客様にて渡航書類に不備がないか必ずご確認ください。入国に関する決定権は渡航先の入国審査官にあります。弊社は現地の入国を保証するものではありません。
- (7)経由便利用の場合、空港・ターミナル間の移動・お乗り換えはお客様ご自身にて行って頂きます。お乗り遅れないようご注意ください。当社で手配致します接続便は最低接続時間となっておりますので、初めてのお客様や余裕をもって接続をお考えのお客様はご予約時にスタッフまでお申し付け下さい。

その他、詳細につきましては弊社旅行約款及び運送・宿泊機関の約款に基づきます。

株式会社IACETラベル
観光庁長官登録旅行業第883号（第1種）
一般社団法人日本旅行業協会（JATA）正会員
国際航空運送協会（IATA）公認代理店

2020年4月の基準に基づきます。（更新日：2020年4月1日）